

御所発電所
取水設備等維持管理業務委託

特記仕様書

令和7年度

岩手県企業局施設総合管理所

第一章 総則

1 適用業務

この特記仕様書は、「御所発電所取水設備等維持管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、御所発電所取水設備等の保安の確保及び発電取水の正常な機能の維持を目的とする。また、御所発電所構内及びその周辺の保全のため、環境整備等を併せて行うものとする。

3 業務概要

次の業務を行うものとする。なお、詳細は、第二章 個別事項による。

(1) 除塵作業等業務

- ①除塵作業A
- ②除塵作業B
- ③塵芥積込作業

(2) 除草作業業務

(3) 清掃作業業務

- ①側溝清掃作業
- ②集水桝清掃作業
- ③放流警報板点検清掃作業

4 業務執行計画

- (1) 受注者は、岩手県県土整備部土木工事共通仕様書の施工計画書の項目に準じて、業務執行計画書を作成のうえ監督職員に提出すること。
- (2) 業務執行計画書には、必ず、休日及び夜間等の連絡先を3名以上明記すること。

5 業務の指示

- (1) 監督職員は、本業務のうち、作業実施日が確定していないものについては、必要の都度、実施指示を行うものとする。なお、休日及び夜間等においては、監督職員以外の職員が監督職を代務し指示する場合がある。
- (2) 監督職員は、取水口スクリーンに流木及び塵芥等が付着・堆積し、正常に取水する機能を確保できない場合で、緊急性があるときは、除塵作業を指示するものとし、受注者は指示から概ね1時間以内に作業を実施すること。
- (3) 監督職員は、災害や異常時に当該発電所管理区域内の施設に障害が認められた場合、又は障害が発生する恐れがあると判断される場合は、受注者と協議のうえ緊急的業務の実施の指示を行うことができる。

6 安全管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。
- (2) 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分把握し、事故を未然に防止すること。
- (3) 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、事故防止に努めること。
- (4) 除塵作業においては、必ず救命胴衣を着用すること。

(5) 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）、又は河川の増水等により作業が危険な状況と判断される場合は、受注者の自己判断で作業を一時中止することができる。但し、作業を中止した場合は速やかに監督職員に連絡すること。

7 業務の報告

(1) 受注者は、月ごとに監督職員へ業務成果等を報告すること。

(2) 報告は、報告書類等一覧（別紙1）により、翌月5日まで（休日等の場合は、その翌日）に提出すること。

8 その他

(1) 取水口で作業を実施する場合は、「国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所管理第三課（御所ダム担当）」にその旨、報告を行うこと。

(2) 塵芥積込作業時は、河川法第24条河川敷地の一時占用許可が必要となるため、塵芥の集積状況を監督職員に報告すること。

第二章 個別事項

1 除塵作業等業務

(1) 除塵作業A

① 作業箇所

御所発電所：取水口（スクリーン前面及び防塵浮棧橋周辺等）、放水路

② 作業実施日

除塵作業Aの作業については次の要項に基づき行うこと。但し、天候その他の事由、又は当該曜日が祝日等の場合は、前日又は翌日に実施すること。

ア 4～12月 毎週1回、水曜日。

イ 1～3月 監督職員の指示による。

③ 作業方法

ア 取水スクリーン等に付着した流木及び塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。

イ 放水路周辺に浮遊している塵芥等を現地に設置してある用具等を用いて除塵すること。

④ 作業体制及び時間

従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とし、作業時間は2時間を基準とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

⑤ 特記事項

ア 塵芥量が多く、本項④で示す基準時間内に除塵ができない場合は、監督職員へ報告すること。

イ 除塵作業A終了後は速やかに除塵作業日誌（様式3）を記入し、FAXまたはメールにて報告すること。

ウ 除塵作業時は、木くず（流木塵芥）と廃プラスチック類等（発砲スチロール・ペットボトル、ビン、缶、その他）を分けて集積することとし、廃プラスチック類等は種類毎に袋にまとめて指定する場所に置くこと。

エ 浮棧橋に塵芥を集積する際は、1つの浮棧橋につき3か所に集積し、積み上げ高さが70cm(12月～3月は50cm)を超えないように管理すること。また、浮棧橋に均等に荷重がかかるよう、バランスよく集積すること。

(2) 除塵作業B

① 作業箇所

御所発電所：取水口（スクリーン前面及び防塵浮棧橋周辺等）、放水路

② 作業実施日

取水口スクリーンに流木及び塵芥等が付着・堆積し、正常に取水する機能を確保できない場合に行うものであり、次の要項に基づいて実施すること。

ア 監督職員が、取水データ等から除塵が必要と判断し、除塵作業を指示した場合。

イ 除塵作業Aで基準時間内に除塵作業が終了できない場合、監督職員へ報告を行い、除塵作業延長の指示を受けた場合。

③ 作業方法

上記の1-(1)-③のア及びイと同じ。

④ 作業体制及び時間

ア 従事者は、作業責任者1名及び作業員1名とする。なお、状況によっては作業員の増員を指示する場合がある。

イ 基準時間は特に設けないが、概ね2時間を超えるような長時間にわたって作業を継続しなければならない場合は、監督職員にその旨を報告すること。

⑤ 特記事項

- ア 除塵作業B終了後は速やかに除塵作業日誌(様式3)を記入し、FAXまたはメールにて報告すること。
- イ 除塵作業Bを適用し、施設の維持管理上必要な業務又は緊急的な業務を指示することがある。除塵作業以外の主な作業は、倒木処理作業、立木の枝払い作業、人力除雪作業などである。
- ウ 上記の1-(1)-⑤のウ及びエと同じ。

(3) 塵芥積込作業

① 作業箇所

御所発電所取水口(御所ダム堤体右岸側)

② 作業実施日

- ア 作業は、概ね次の場合に実施する。
 - ・浮棧橋に集積した塵芥が70cmを超えると見込まれた場合(4月~11月)
 - ・浮棧橋に集積した塵芥が50cmを超えると見込まれた場合(12月~3月)
 - ・監督員の指示による場合
- イ 作業実施日については、塵芥積込作業日通知書(様式7)により、発注者が指示する。

③ 作業方法

- ア 25tラフテレーンクレーンの手配・・・本業務
- イ 浮棧橋の塵芥を積込・・・・・・・・・・ //
- ウ クレーンで塵芥を吊上げ・・・・・・・・・・ //
- エ 運搬車両の手配・・・・・・・・・・別途業務
- オ 運搬車両に塵芥を積込・・・・・・・・本業務
- カ 運搬車両にて処理場に搬出・・・・・・・・別途業務

※『別途業務』とは、当局が別途発注する『御所発電所取水設備塵芥処分業務委託』とする。

④ 作業体制及び時間

作業従事者は、作業責任者1名及び作業員4名、その他車両等運転要員により行い、積み込み所要時間は1回当たり3時間を基準とする。

また、作業実施中は通行誘導員2名(作業員兼務)を配置し、作業時に通行者があった場合には、通行者が安全に通行できるよう適切に誘導を実施すること。

⑤ 特記事項

- ア 積載不能な塵芥残が生じた場合は、残量を監督職員に報告すること。残量に応じて、同日2回目又は次回処理の指示をするものとする。
- イ 塵芥積込作業における安全対策は、除塵業務の受注者と協力し、取水設備塵芥積込搬出作業チェックリスト(様式8)に基づき、実施すること。また、その他必要な安全対策も必要に応じて実施すること。
- ウ 作業前後、油漏れ防止のため、クレーン、ダム堤体作業場所の状態、作業員の着衣や使用機材等を点検表(受注者の任意様式)により、点検すること。
- エ ダム堤体作業場所において、油吸着マットの敷設等、油漏れ対策を行うこと。
- オ 塵芥積込作業終了後は速やかに塵芥積込作業日誌(様式4)を記入し、FAXまたはメールにて報告すること。

2 除草作業業務

(1) 除草作業

① 作業箇所

発電所構内法面

② 作業実施日

作業の実施日は年2回とし、詳細な日程は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

③ 作業方法

除草は機械除草とし、刈り取った草等の集草は行わないものとする。

④ 特記事項

現地踏査等により、除草面積等に過不足があった場合は、図面及び面積計算書を添えて報告すること。

3 清掃作業業務

(1) 側溝清掃作業

① 作業箇所

発電所構内

② 作業実施日

作業の実施日は年1回とし、詳細な日程は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

③ 作業方法

側溝に堆積した木の葉等の塵芥を除去すること。

④ 特記事項

現地踏査等により、清掃範囲等に過不足があった場合は、図面及び面積計算書を添えて報告すること。

(2) 集水桝清掃作業

① 作業箇所

発電所構内

② 作業実施日

作業の実施日は年1回とし、詳細な日程は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

③ 作業方法

集水桝に堆積した木の葉等の塵芥を除去すること。

(3) 放流警報板点検清掃作業

① 作業箇所

放流警報板 41枚（設置場所は、図面のとおり）

② 作業実施日

作業の実施日は年1回とし、詳細な日程は監督職員と協議のうえ決定するものとする。

③ 作業方法

ア 放流警報板等を点検し、異常の有無を確認すること。

イ 放流警報板を洗剤で水拭き清掃し、周囲の除草をすること。

4 その他

発電施設の機能を正常に確保するため、緊急もしくは小規模で材料が必要となる修繕の必要が生じた場合は、受注者と協議のうえ作業を指示する場合がある。

(別紙1)

報告書類等一覧

- 1 業務集計表・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式1)
- 2 業務月別内訳表・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2-1)、(様式2-2)
- 3 作業日誌
 - 除塵作業日誌・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3)
 - 塵芥積込作業日誌・・・・・・・・・・・・(様式4)
 - 除草・側溝清掃・集水桝清掃作業日誌・・・・・・・・(様式5)
 - 放流警報板点検清掃作業日誌・・・・・・・・(様式6-1)、(様式6-2)
- 4 塵芥積込作業日通知書・・・・・・・・・・・・(様式7)
- 5 取水設備塵芥積込搬出作業チェックリスト・・・・・・・・(様式8)
- 6 状況写真
- 7 安全教育実施状況

(様式1)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

業務集計表

【 年 月までの実績】

年 月	除塵作業A		除塵作業B		増員作業員		塵芥積込	除草	側溝清掃	集水桝清掃	警報板点検清掃
	時間	分	時間	分	時間	分	回	m ²	m	箇所	枚
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
合計	時間	分	時間	分	時間	分	回	m ²	m	箇所	枚
改め <small>(1時間未満切捨)</small>	時間		時間		時間		回	m ²	m	箇所	枚

特記事項□

(様式2-1)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

業務月別内訳表

【 年 月分】

日 (曜日)	除塵作業A			除塵作業B			塵芥積込		
	回	時間	分	回	時間	分	回	時間	分
1 ()									
2 ()									
3 ()									
4 ()									
5 ()									
6 ()									
7 ()									
8 ()									
9 ()									
10 ()									
11 ()									
12 ()									
13 ()									
14 ()									
15 ()									
16 ()									
17 ()									
18 ()									
19 ()									
20 ()									
21 ()									
22 ()									
23 ()									
24 ()									
25 ()									
26 ()									
27 ()									
28 ()									
29 ()									
30 ()									
31 ()									
合計	回	時間	分	回	時間	分	回	時間	分

(様式2-2)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

業務月別内訳表

【 年 月分】

日 (曜日)	増員作業員			延べ増員作業員作業時間		備考
	人	時間	分	時間	分	
1 ()						
2 ()						
3 ()						
4 ()						
5 ()						
6 ()						
7 ()						
8 ()						
9 ()						
10 ()						
11 ()						
12 ()						
13 ()						
14 ()						
15 ()						
16 ()						
17 ()						
18 ()						
19 ()						
20 ()						
21 ()						
22 ()						
23 ()						
24 ()						
25 ()						
26 ()						
27 ()						
28 ()						
29 ()						
30 ()						
31 ()						
合計	人	時間	分	時間	分	

(様式3)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

除塵作業日誌

実施年月日 年 月 日 曜日 (天候:)

除塵作業A ・ 除塵作業B		除塵作業時間 : 時間 分	
		延べ増員作業員 作業時間 : 時間 分	
作業時刻	時 分 ~ 時 分		
中断時刻	時 分 ~ 時 分		
作業時間(時間 分) - 中断時間(時間 分) = 実作業時間(時間 分)			
作業責任者		作業員	
増員作業員	作業時刻: 時 分 ~ 時 分 中断時刻: 時 分 ~ 時 分		
作業指示	指示日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	指示者		
除塵箇所	結果(該当するものに、レ印)		備考
①御所発電所取水口	<input type="checkbox"/> 塵芥あり・除塵実施 <input type="checkbox"/> 塵芥なし <input type="checkbox"/> 対象外		
		除塵前	除塵後
	ダム外水位	_____	_____
	ダム内水位	_____	_____
	水位差	_____	_____
②御所発電所放水路	<input type="checkbox"/> 塵芥あり・除塵実施 <input type="checkbox"/> 塵芥なし <input type="checkbox"/> 対象外		
③			

特記事項

※1 基準従事者数 除塵作業A 2名 、 除塵作業B 2名

(様式4)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

塵芥積込作業日誌

実施年月日 年 月 日 曜日 (天候:)

積込作業時間		時間	分	
作業時刻	時	分 ~	時	分
中断時刻	時	分 ~	時	分
作業時間(時間 分) - 中断時間(時間 分) = 実作業時間(時間 分)				
作業従事者	①	②		
	③	④		
	⑤			
作業指示	指示日時	年 月 日 午前・午後 時 分		
	指示者			
積込作業箇所	結果(該当するものに、レ印)		備考	
①御所発電所取水口	<input type="checkbox"/> 積込実施・残量なし <input type="checkbox"/> 積込実施・残量あり			
②				
③				

特記事項

--

(様式5)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

除草・側溝清掃・集水枥清掃作業日誌

実施年月日 年 月 日 曜日 (天候:)

作業箇所		作業実績	
除草作業	設計値	作業時刻	面積(実績)
①御所発電所構内法面	m ³	時 分 ~ 時 分	m ³
側溝清掃作業	設計値	作業時刻	延長(実績)
①御所発電所構内	m	時 分 ~ 時 分	m
集水枥清掃作業	設計値	作業時刻	箇所(実績)
①御所発電所構内	箇所	時 分 ~ 時 分	箇所

特記事項

(様式6-1)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

放流警報板点検清掃作業日誌

実施年月日 年 月 日 曜日 (天候:)

番号	所在地(目標)		作業時刻	異常の有無	備考
1	滝沢市大釜字沼袋	鹿妻堰 左岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
2	滝沢市大釜字塩の森	左岸側堤防道路	時 分 ~ 時 分	有・無	
3	滝沢市大釜字塩の森	滝太橋上流 左岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
4	滝沢市大釜字塩の森	滝太橋下流 左岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
5	滝沢市大釜字中瀬	左岸側堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
6	滝沢市大釜字中瀬	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
7	滝沢市大釜字中瀬	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
8	滝沢市大釜字竹鼻	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
9	上厨川字川原	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
10	上厨川字川原	雫石川橋上流 左岸 (高速道路)	時 分 ~ 時 分	有・無	
11	上厨川字杉原	西大橋下流 左岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
12	下厨川盲測	左岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
13	下厨川字稻荷向	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
14	下厨川字稻荷向	諸葛川堤防 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
15	下厨川字稻荷向	左岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
16	下厨川字稻荷向	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
17	中川町15	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
18	中川町16-53	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	占用許可標示板あり
19	中川町16	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
20	盛岡駅前通	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
21	盛岡駅前通	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	

特記事項

--

(様式6-2)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

放流警報板点検清掃作業日誌

実施年月日 年 月 日 曜日 (天候:)

番号	所在地(目標)		作業時刻	異常の有無	備考
42	西仙北1-1-15	右岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	占用許可標示板あり
43	仙北町字左兵衛新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
44	下太田新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
45	下太田新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
46	下太田新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
47	下太田下川原	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
48	下太田下川原	太田橋下流 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
49	下太田下川原	太田橋上流 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
50	中太田新田	右岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
51	中太田新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
52	中太田新田	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
53	上太田下中屋敷	雫石川橋上流 左岸 (高速道路)	時 分 ~ 時 分	有・無	
54	上太田上川原	右岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
55	上太田上川原	船場橋上流 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
56	上太田上川原	右岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
57	上太田碓	同上	時 分 ~ 時 分	有・無	
58	上太田中瀬	滝太橋下流 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
59	上太田中瀬	右岸側 堤防上	時 分 ~ 時 分	有・無	
60	上太田上瀬	鹿妻橋下流 右岸	時 分 ~ 時 分	有・無	
61	繫字下猿田	御所発電所 入口	時 分 ~ 時 分	有・無	
			時 分 ~ 時 分	有・無	

特記事項

--

(様式7)

塵芥積込作業日通知書

通知事項1 (業務①受注者 → 発注者)

業務①	御所発電所 取水設備等維持管理業務委託					
発議者	発注者	受注者	文書日付	年	月	日
条件 (いずれかに チェック)	<input type="checkbox"/> 塵芥の積上げ高さが基準を超えると見込まれた場合(4月～11月:70cm, 12月～3月:50cm) <input type="checkbox"/> 監督員の指示の場合 指示日 年 月 日					
作業 予 定 日	年 月 日 時から 時まで、塵芥積込作業を実施したいので、協議します。 なお、実施日は委託②の受注者との事前調整済みです。 ～～確認事項～～ ・業務②の受注者へ作業日の事前調整したか。 はい いいえ					
受注者①	会社名		主任技術者			

通知事項2 (発注者 → 業務①及び業務②受注者)

業務①	御所発電所 取水設備等維持管理業務委託					
業務②	御所発電所 取水設備塵芥処分業務委託					
発議者	発注者	受注者	文書日付	年	月	日
指示内容 (いずれかに チェック)	<input type="checkbox"/> 上記作業について、指示します。 <input type="checkbox"/> 作業日の変更を 年 月 日に指示します。 ～～確認事項～～ ・発注者は、御所ダム管理事務所と日程について協議したか。 はい いいえ					
指示者	サインまたは、押印	主任監督員	監督員			

※本票の事務処理について

- 1 本通知書は、塵芥積込作業～処分作業にかかる次の業務を明確化し、正確に情報共有するために使用します。
- 2 作業日の決定については、本通知書を次のように処理することとします。
 - (1)業務①の受注者は、通知事項1の条件にあてはまる場合、業務②の受注者と日程を事前調整し、作業日を仮決定します。
 - (2)業務①の受注者は、仮決定の作業日を通知事項1にすべて記載し、発注者へ提出します。
 - (3)発注者は、通知事項2の確認事項を実施の上、通知事項をすべて記入します。
 - (4)発注者は、業務①及び業務②の受注者あて本通知書を提出することにより、作業指示をします。
- 3 発注者及び受注者は、記載の不備または不明な点は、遅滞なく問合わせを行い、作業を円滑に実施できるよう努めること。

(様式8)

御所発電所取水設備等維持管理業務委託

御所発電所取水設備塵芥処分業務委託

取水設備塵芥積込搬出作業チェックリスト

作業年月日 年 月 日 ()

確認者 氏名： _____

チェック項目

No.	チェック	作業内容	備考欄
1		安全に作業ができる状況か。	雷、風の影響を確認
2		KYの実施	作業者全員参加
3		作業開始連絡	: (監督職員)
4		堤体門扉 閉	
5		歩行者通行路確保 (区画コーン設置)	確保幅1.5 m
6		誘導員2名配置	
7		ラフテレーンクレーンのアウトリガー 張り出しは良いか。	マンホール蓋注意
8		積込作業開始	: 時刻記載
9		歩行者誘導	有 (人) ・ 無
10		積込作業終了	: 時刻記載
11		搬出作業	
12		ゴミ・漏油の確認	有・無
13		堤体門扉 閉・施錠	
14		作業終了連絡	: (監督職員)

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- () 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
(○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
DRAWING	図面		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・ 電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・ チェック実施年月日：____年__月__日

- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・ 1/○：__
 - ・ 2/○：__